

名称：「医療用ガイドワイヤ」事件

特許権侵害行為差止等請求事件

東京地方裁判所：平成 26 年(ワ)25577 号 判決日：平成 27 年 8 月 27 日

判決：請求棄却

特許法 70 条、

キーワード：構成要件充足性、不可避的化合物

[概要]

被告製品の AuSn₄ は、銀錫をはんだ付けした際に金錫に含まれる Au が溶出することによって金属間化合物 AuSn₄ が不可避的に混入したものであり、AuSn₄ が含まれる銀錫は「Au-Sn 系はんだ」に相当せず、原告の特許権に係る特許発明の構成要件「Au-Sn 系はんだによる固着」を充足していないとして、原告の特許権を侵害しないとされた事例。

[事件の経緯]

原告は、特許第 4354525 号の特許権者である。

原告は、被告の行為が当該特許権を侵害すると主張して、被告の行為の差止め等を求めた。

東京地裁は、原告の請求を棄却した。

[本件発明 1]

【請求項 1】

[1 A] 遠位端側小径部と前記遠位端側小径部より外径の大きい近位端側大径部とを有するコアワイヤと、

[1 B] 前記コアワイヤの遠位端側小径部の外周に軸方向に沿って装着され、先端側小径部と、前記先端側小径部よりコイル外径の大きい後端側大径部と、前記先端側小径部と前記後端側大径部との間に位置するテーパ部とを有し、少なくとも先端部および後端部において前記コアワイヤに固着されているコイルスプリングとを有し、

[1 C] 前記コイルスプリングの先端側小径部の長さが 5～100 mm、コイル外径が 0.012 インチ以下であり、

[1 D] 前記コイルスプリングの先端部は、Au-Sn 系はんだにより、前記コアワイヤに固着され、

[1 E] Au-Sn 系はんだによる先端硬直部分の長さが 0.1～0.5 mm である

[1 F] ことを特徴とする医療用ガイドワイヤ。

[原告の主張]

「Au-Sn 系はんだ」は、Au 及び Sn を含むはんだを意味し、Ag (銀) を含有してもよいし、AuSn₄ 等の金属間化合物を含有してもよい。被告製品は、白色部において、ステンレススチールコアと「Au-Sn 系はんだ」が強く固着されており、この白色部によって、ステンレススチールコアがスプリングコイルの先端側小径部のはんだから引き抜かれなくなっているのであるから、「Au-Sn 系はんだ」である白色部によってスプリングコイルに固着されている灰色部も「Au-Sn 系はんだ」である。

[被告の主張]

被告製品は、ステンレススチールコアの先端部に、スプリングコイルと接触しないようにスプリングコイルの内径より外径の大きい金錫 (Au₈₀-Sn₂₀) の玉 (白色部) を形成した上、同白色部と、スプリングコイルを、銀錫 (Sn_{96.5}-Ag_{3.5}) (灰色部)

によりはんだ付けするものであり、ステンレススチールコアとスプリングコイルが金錫（白色部）によって直接的に固着されているものではなく、また銀錫（灰色部）は「Au-Sn系はんだ」ではない。

[争点]

- (1) 被告製品は本件発明の技術的範囲に属するか（被告製品のステンレススチールコアとスプリングコイルの先端部が「Au-Sn系はんだ」によって固着されているか）
- (2) (3)は省略

[裁判所の判断]（筆者にて適宜抜粋、下線）

- (1) 「Au-Sn系はんだ」の解釈について

『本件発明の構成要件1Dにおける「Au-Sn系はんだ」とは、その文言及び証拠（甲7ないし9、乙4、5）によって認められる本件特許出願時の技術常識に照らして、Au（金）及びSn（スズ）を主成分として含むはんだである必要がある（ただし、これら以外のAg（銀）等の金属元素やAuSn₄等の金属間化合物を含有する態様でもよく、また不均一な合金の組織態様を含んでもよい。）と解される。

そして、前記ア記載の本件明細書の発明の詳細な説明の記載内容を併せ考慮すれば、本件発明における「Au-Sn系はんだ」は、Au75～80質量%とSn25～20質量%との合金からなるはんだを具体例とする、従来の「Ag-Sn系はんだ」と比較して高い固着強度を有する、Au及びSnを主成分とするはんだを意味すると解すべきである。

・・・(略)・・・、本件特許出願時の技術常識として、Au-Sn系はんだ等のAu基はんだにおいては、他の金属との間に脆い金属間化合物を形成しやすいため脆い金属間化合物の形成を避ける必要があり、その脆い金属間化合物の一例としてAuSn₄が挙げられていることが認められるのであって、AuSn₄は、Au-Sn系はんだにおいては、その固着強度を弱めるものとしてむしろ避ける必要があるものであるから、AuSn₄が含まれることをもって、上記の「Au及びSnを主成分とするはんだ」に当たるとは到底いえない。』

- (2) 被告製品について

『証拠（乙6）及び弁論の全趣旨によれば、被告製品の製造方法は、ステンレススチールコアの先端部に、スプリングコイルと接触しないようにスプリングコイルの内径より外径の大きい金錫（Au80-Sn20）の玉（白色部）を形成した上、同白色部と、スプリングコイルを、金錫の融点より低い設定温度で、銀錫（Sn96.5-Ag3.5）（灰色部）によりはんだ付けするというものであると認められる。

・・・(略)・・・、灰色部には、組成が異なる暗灰色部と明灰色部があり、暗灰色部の組成は、Snが77.1～99.1質量%、Agが0.9～22.9質量%、Auが未検出であり、明灰色部の組成は、Snが64.6～67.2質量%、Auが約32.6～34.6質量%、Agが0.2～0.8質量%であったと認められる。・・・(略)・・・、このAuSn₄は、いわゆる「金食われ」現象によって、銀錫をはんだ付けした際に金錫に含まれるAuが溶出することによって針状組織を呈する金属間化合物AuSn₄が不可避免的に混入したものであると説明でき、前記認定に係る被告製品の製造方法と整合する。・・・(略)・・・

そうすると、被告製品の灰色部に含まれるAu成分が主としてAuとして存在することを認めるに足りる証拠はなく、かえって、これは主としてAuSn₄として存在するものであるといえるから、前記イの解釈を踏まえれば、これが含まれるからといって、被告製品の灰色部がAu及びSnを主成分とするはんだであるとは認められない。』

『被告製品は、前記(1)ウ記載の製造方法のとおり、スプリングコイルに接しないようにステンレススチールコアに玉付けされた金錫（白色部）とスプリングコイルを、銀錫（灰色部）

により、金錫の融点より低い設定温度ではんだ付けするというものであるから、金錫の玉付けされたステンレススチールコアは、銀錫（灰色部）ではんだ付けされるまでの間はスプリングコイルに固定されておらず可動性を有するといえ、白色部ないしステンレススチールコアとスプリングコイルの先端部とが白色部によって固着されているとは認められない。』

『そうすると、被告製品の灰色部は、本件発明の「Au-Sn系はんだ」に相当せず、被告製品の白色部は、「Au-Sn系はんだ」に相当するとしてもこれによりスプリングコイルの先端部がステンレススチールコアに固着されているとは認められないから、結局、被告製品は、少なくとも、構成要件1Dの「コイルスプリングの先端部は、Au-Sn系はんだにより、前記コアワイヤに固着され」を充足せず、また、これを引用する構成要件2B、3B、4C及び9Bのいずれも充足しないことは明らかである。』

[コメント]

「Au-Sn系はんだ」の解釈は単にAuとSnを含んでいけばよいのか否かを明細書の記載及び技術常識に基づいて判断した。その際、AuSn₄が含まれることは「Au-Sn系はんだ」ではないということを明細書記載事項以外の証拠に基づいて判断している。この点は原則に基づいて丁寧に解釈していると評価できる。

また、金属間化合物AuSn₄は不可避免的に混入したものであり、このような意図しないものが混入した場合（化学の分野ではよくみられる）は、構成要件に属するか否かが議論の対象になる場合がある。本件の場合、不可避免的化合物自体が構成要件を満足していない例であり、不可避免的化合物の存在が技術的範囲に属さないことの直接の判断事由ではないが、不可避免的化合物の混入は構成要件に属しないことを示す場合（そのようなニュアンスは窺える）の参考になると思われる。

以上
(担当弁理士：谷口 俊彦)